

答申第172号
平成27年1月22日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成26年8月18日付神須保保第5432号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

- ・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員の選考方法と採用基準（書類選考も含む）
- ・神戸市須磨区保健福祉非常勤嘱員応募者の合格者、不合格別に見る最高点、最低点、平均点（書類選考も含む）

別紙

答 申

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 「・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員の応募総数（書類選考も含む）
- ・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員の選考方法と採用基準（書類選考も含む）
- ・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員応募者の合格者、不合格別に見る最高点、最低点、平均点（書類選考も含む）」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、請求項目のうち「応募総数」については、応募の打切りの決裁文書を特定し個人名を除いて公開するとともに、その余の請求項目については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定において不存在とされた公文書の公開を求めて異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。なお、申立人は、応募の打切りの決裁文書の非公開部分については異議申立てを行っていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 7 月 22 日受付の異議申立書及び平成 26 年 9 月 22 日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

口利き、利権支配、癒着等の不正がなされていないのなら、きちんと開示できるはずである。

そもそも、選考基準、採用基準、そして、履歴書、職務経歴書だけで各受験者に対し、公平に、公正に試験（筆答試験等）がなされていないこと自体が不可解である。口利き、贈収賄、世襲制、利権支配、なれあい等による不正な手段にて職員採用がなされていないのであるならば、きちんと開示できる関係書類が存在して然るべきである。そのことを踏まえ、誠意ある対応、並びに、神戸市職員の今後のあり方を抜本的に改革、検討願いたい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 9 月 8 日付の非公開理由説明書及び平成 26 年 9 月 17 日

の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

今回、須磨区保健福祉部において実施した募集は、事務補助的業務や定型的業務とは異なる生活保護受給者の就労支援員の募集であることから、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく、特定の学識または経験に基づいて任用される特別職である非常勤嘱託職員として募集したものである。

この非常勤嘱託職員については、同法第4条第2項に基づき、法律に特別の定めがある場合を除く外、地方公務員法は適用されないことから、同法第17条第3項で規定されている競争試験または選考による能力実証が義務付けられていない。したがって、選考基準を事前に定める義務はなく、また、選考過程における選考対象者の成績を得点化して合否を決定すべき義務は課されていない。

もっとも、非常勤嘱託職員の任用にあたっては、総務省通知において、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行ったうえで、客観的な能力の実証を行う必要があることに留意すべきであるとされている（平成21年4月24日付総務省自治行政局公務員部公務員課長・給与能率推進室長通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用について」。平成26年7月4日付総務省自治行政局公務員部長通知においても同旨）。

本件特別職の非常勤嘱託職員の任用にあたって、実施機関は選考基準を規定する文書を作成しておらず、また、選考過程において選考対象者の成績を得点化して合否を決定していないが、求人段階においては補充を要する職の職務内容を明示し、選考の段階においては、担当業務に求められる専門性を前提に、申込者が提出した履歴書や職務経歴書の記載内容により求人業務に適すると判断される者を客観的に選定した上で、さらに4名（課長1名、係長3名）による面接を行うなど客観的かつ公平・公正な能力実証に基づく選考に努めたところである。

作成した書類は、公共職業安定所に提出した求人申込書、H26就労支援員応募者一覧、就労支援員の応募の打切りの決裁文書、不採用通知、雇用決裁であり、選考方法、採用基準は文書化していない。また、選考結果の得点化もしていないため、合格者の最高点得と最低点と平均点、不合格者の最高点と最低点と平均点についても保有していない。

よって、公開請求にかかる公文書を保有していないため、「公文書を保有していないことによる非公開」とした。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書のうち、本件申立ての対象である文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

- 「・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員の選考方法と採用基準（書類選考も含む）
- ・神戸市須磨区保健福祉部非常勤嘱員応募者の合格者、不合格別に見る最高点、最低点、平均点（書類選考も含む）」

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、本件請求文書のすべてを公開すべきとして争っている。したがって、本件においてまず争点となるのは、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

ア 本件は、須磨区保健福祉部において非常勤嘱託職員を採用した際の選考に関する文書の開示を求めるものである。

イ 今回の選考に係る事務について実施機関から聴取したところ、概ね以下のとおりであった。

まず、実施機関は、非常勤嘱託職員を採用するため、公共職業安定所に求人申込書を提出し、応募状況を管理するために応募者一覧を作成した。その後、応募者数が 57 名に達した時点で応募を打ち切った。なお、この応募者一覧を含む応募の打切りの決裁文書は、応募者の個人名を非公開にして申立人に開示されている。

次に、応募書類として提出された履歴書及び職務経歴書に基づき、職員 4 名（須磨区保健福祉部保護課の課長及び係長 3 名）で書類選考を行った。書類選考の前に、今回の採用において求める人物像について話し合い、就労支援員の経験のある方、職業紹介業務の経験のある方、福祉的職場での対人支援業務の経験のある方などが望ましいという認識を共有し、それに基づいて選考することとした。これらは職員の間で口頭により確認したもので、選考基準として文書化しているものではない。選考においては、求人業務に適しているかどうかを判断しており、得点化はしていない。

続いて、書類選考で選んだ 8 名を対象に面接を実施した。面接は書類選考と同じ職員 4 名で行った。終了後すぐに 4 名全員で集まり、各職員の応募者に対する評価を口頭で報告し合い、協議を行って、任用予定者を内定した。面接においても、応募者の評価は求人業務に適しているかどうかの観点から行っており、書類選考と同様、得点化はしていない。

最後に、任用内定者 1 名について雇用決裁を起案し、任用を決定した。

ウ 申立人は、不正な手段にて職員採用がなされていないのであるならば、本件請求文書が存在して然るべきである旨の主張をしている。

しかし、上記イの実施機関からの聴取内容からすると、今回の採用選考の過程において、特段不合理な措置が取られたものとは認められない。

エ 実施機関によると、一連の選考の過程で作成された文書は、求人申込書、応募者一覧、応募の打切りの決裁、不採用通知、雇用決裁である。

そこで、実施機関にこれらの文書すべての提出を求め、その内容を確認したが、選考基準に関する記載はなく、選考結果についても得点化された形跡はなかった。

オ 以上を踏まえて判断すると、本件請求文書に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することができず、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合

理とはいえない。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成26年8月19日	—	* 諮問書を受理
平成26年9月8日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年9月17日	第281回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年9月22日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年10月27日	第282回審査会	* 審議
平成26年12月22日	第283回審査会	* 審議